

## 文化芸術推進基本計画の策定にあたり、美術振興に関する施策の多角的な展開を

一般社団法人 日本美術家連盟

### 作家のおかれている現況

- ・バブル崩壊以来、国内の美術市場は低迷している。ほとんどの作家は他の職業との兼業により、材料費と生活費を確保せざるをえない。兼業により作家としての活動が制限され、その才能を十分に発揮しづらい状況
- ・若手作家は、本来彼らが制作したいと考える作品より、「手軽に売れる」作品へ
- ・現在の状況は、制作に対するモチベーションを下げ、世界との競争力を減退させている

**「創造」というプロセスに活力を与え、美術家が持続的な創作活動を行えるよう、下記の施策を基本計画に盛り込むことを要望します。**

### 1. 「1%フォー・アート」制度の検討

- 「1%フォー・アート」は「公的な建築物の建築費の一部を美術品の設置にあてる」制度
- 基本法の28条に、公共の建築物への芸術作品の展示等が努力目標として盛り込まれた。
- 単に公共建築物の装飾という観点から理解するのではなく、活力ある創造活動につながる基盤構築への契機ととらえ、その有力な仕組みとして、「1%フォー・アート」制度を検討すべき
- 2020年オリンピック・パラリンピックを契機とした、制度としてのレガシー

### 2. 新進芸術家育成のためのより柔軟な仕組みの整備

- 国内研修を再び組成すること、受給対象の範囲の拡大等、育成支援の実施にあたっては、多様な現場のニーズを踏まえた、柔軟な仕組みの構築を

### 3. 美術の海外展開に向けた多角的な支援を

- 個別の意欲的な作家やギャラリーの海外展開への支援
- 海外作品展示に関わる作品輸送や広報、多言語化、関税の対応等に際してのサポートにより、日本美術の海外における販路開拓と国際交流を同時に可能とする柔軟な施策の実施

### 4. 近現代美術の保存、修復、専門人材の育成と情報提供

- 近現代美術品(パブリックアート含む)も、国もしくは地域の文化的な財産。
- 作品の価値を正當に認識し、これを継承するために、作品の研究、保存の知識の蓄積と技術の開発、専門人材の育成、必要とされる情報の提供の仕組みの整備が必要

### 5. 著作権の拡大集中処理の研究と著作権所在アーカイブの構築

- 著作物の保護と利用の円滑化を両立するため、拡大集中処理の研究が必要
- 美術館や美術団体等に散在する著作権者情報を集約したアーカイブ構築

### 6. 芸術団体の役割の拡充

- 創造を担う作家への支援、作家の意見の集約に加え、行政や教育機関との協働など、文化芸術振興に向けたネットワークの中で作家を構成員とする芸術団体が果たせる役割は大きい
- 専門人材育成、情報提供等の支援が重要